

新型コロナウイルス感染症に関する問診票（入院）

入院時または手術前の患者さま、面会や付き添いの方々へお伺いいたします。

令和 年 月 日

氏名： _____ 才 _____ （患者番号： _____）

あなたは、患者ですか？ 付き添いですか？ 患者 付き添い（氏名 _____）

体温 _____ ℃

A 当てはまるものにチェックをしてください

質問				回答
①	7日以内に新型コロナウイルス陽性の人と一緒にいたことがありますか？	いいえ	はい ⇒	その人と最後にあった日 ()
				同居人が自宅療養の場合、療養解除日 ()
②	7日以内に一緒にいた人の中に、新型コロナウイルスの濃厚接触者と判定された人はいますか？	いいえ	はい	
③	7日以内に一緒にいた人の中に、B項目に該当するような症状が増えてきた人はいますか？	いいえ	はい	
④	7日以内に海外にいましたか？または海外にいた人と一緒にいたことがありますか？	いいえ	はい	
⑤	7日以内に 、“3密”（換気の悪い密閉空間、人が密集する場所、近距離での密接な会話）の機会がありましたか？（保育園や学校は含みません） 例：自宅外での飲食、集会、カラオケ、コンサート、自宅内で家族（常に一緒に生活している人）以外の人との飲食、ホームパーティなど、 マスクなし での満員電車・バス乗車など	いいえ	はい	
⑥	過去に新型コロナウイルスに感染したことがありますか？	いいえ	はい ⇒	退院日または療養解除日 ()

B 当てはまる症状はありますか？（ある ○、ない × をつけてください）

①	発熱（いつもより高い）		⑤	息苦しさ	
②	のどの痛み		⑥	強いだるさ	
③	せき		⑦	味がわかりにくい	
④	たん（痰）		⑧	臭いがわかりにくい	

入院患者と面会者・付き添い者の対応方針

【患者への対応】

該当設問「はい」の時		備考
A①	入院できない	最終接触日を0日として、8日目以降であれば入院可能
A②	入院できない	濃厚接触者の隔離期間が終了したら入院可能。 濃厚接触者が陽性になった場合はA①に該当するものとして対応。
A③	入院できない	有症状者が同居人の場合：コロナ陰性であれば入院可能、または、症状が消失した日を0日として8日目以降であれば入院可能 有症状者が同居人以外の場合：最終接触日を0日として8日目以降であれば入院可能
A④	入院できない	帰国日を0日として、8日目以降であれば入院可能 帰国者と接触の場合は最終接触日を0日として、8日目以降であれば入院可能
A⑤	入院できる	1週間は個室管理とし、標準予防策で対応すること 但し、個室は有料とする。当日個室の準備ができなければ、入院延期とする
A⑥	COVID-19の療養期間中は入院できない。感染管理室（7841）に報告する。	

- すべての入院患者は入院7日～1日前に、PCR検査で陰性確認を行う(検査の実施場所は問わない)。
- 手術目的で入院する患者は、可能な限り入院前日にPCR検査を実施する
- PCR検査後は外出を控え、原則自宅で過ごしていただく。守られなかった場合はA⑤に該当するものとして対応する。
- PCR検査が未実施またはA①～⑤項目に該当する場で緊急入院・緊急処置を必要とする場合、入院当日に院内鼻咽頭の迅速PCR検査を実施する。
PCR結果が判明するまでは個室管理とし、標準予防策および飛沫、接触予防策（PPE着用*）を実施する。
- 患者が前回退院日より7日以内に再入院となる場合は、PCR検査は不要。ただし、A項目に該当する場合は上記の対応を行う。
- 入院前7日以内にB項目に該当した場合は、入院に関して主治医と相談する。
- 入院前PCR検査陰性確認後に、B①～⑧の症状が新たに出現、あるいは、症状の悪化が認められる場合は、COVID-19を考慮し、鼻咽頭の迅速PCR検査を行う。結果判明まで、有料個室管理とし標準予防策および飛沫、接触予防策（PPE着用*）を実施する

*PPE: 手袋・ガウン・アイシールド・サージカルマスク・帽子

■ 手術前の場合（全身麻酔）

- 入院から7日以内に、B①～⑧の症状が現れた場合 → 手術の延期を考慮する。
必要に応じて原疾患、および疑わしい一般的な感染症の治療を開始して経過をみる。
症状が悪化するなどCOVID-19が否定できない場合は、PCR検査を実施する。
- 入院から7日以内に、B①～⑧の症状が現れたものの手術が延期できない場合→鼻咽頭の迅速PCR検査を実施したうえで陰性を確認する。
- 入院から7日以上経過している患者で B①～⑧の症状が現れた場合→ PCR検査不要
- 緊急手術の場合 →鼻咽頭の迅速PCR検査を実施したうえで陰性を確認する。結果を待てない場合は、フルPPE**で対応する。

**フルPPE: 手袋・ガウン・アイシールド・N95マスク・帽子

【面会者・付き添い者、患者同室許可を申請する者、ICを受ける者への対応】

- 面会者や付き添い者の病棟内への立ち入りは原則不可である。
- 問診票に該当項目がある場合は、原則帰宅していただく。
更に、A⑥に該当し、自宅療養中であれば、すみやかに感染管理室（7841）に報告する。
- ICが必要な場合の入院患者の同席については以下の通りとする。
 - A項目B項目に該当がなければ、全員がマスクを着用して換気のよい部屋でのICは可能とする。
 - A項目B項目に該当した場合は、入院患者の同席は不可とし、東1階の面談室を使用する。
- 小児などの患者で精神的安寧を理由に患者同室許可を申請する場合は、病院受診の手続きをして院内PCR検査センターで検査を行う（原則2名まで可能）。